

令和3年度第1回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和3年4月13日

担当部・課：福祉部子育て支援課〔内線2513〕

① 件 名
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、低所得の子育て世帯（ひとり親・ふたり親）に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和3年3月に開催された「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」において、緊急支援策として、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することが決定した。</p> <p>【目的】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯等の生活支援を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>（国）子育て世帯生活支援特別給付金支給要領</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和3年3月 関係閣僚会議により決定 厚生労働省子ども家庭局から通知（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のうち低所得のひとり親世帯向けの給付金について）</p> <p>4月 関係予算について専決処分</p>
⑤ 主な内容
<p>低所得の子育て世帯等への支援として、下記の対象者に対し、臨時特別給付金を支給する。</p> <p>1 支給対象者</p> <p>（1）低所得のひとり親世帯向けの給付金</p> <p>①児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）</p> <p>②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者</p> <p>（2）子育て世帯生活支援特別給付金 上記（1）の支給対象者以外の令和3年度住民税非課税の子育て世帯</p> <p>2 支給見込世帯数 2,330世帯（児童3,700人）</p> <p>〔内訳〕（1）① 1,418世帯 2,162人</p> <p>② 156世帯 212人</p> <p>③ 256世帯 326人</p> <p>（2） 500世帯 1,000人</p> <p>3 給付金額 児童一人当たり一律5万円</p> <p>4 給付時期</p> <p>支給対象者のうち</p> <p>上記1（1）の①の児童扶養手当受給者（申請不要）：令和3年4月22日支給予定</p> <p>上記1（1）の②、③の対象者：申請に基づき令和3年5月頃から順次支給</p> <p>上記1（2）の対象者：申請に基づき令和3年7月頃から順次支給</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯等の生活支援を図ることができる。</p> <p>【市財政への負担】 189,020千円 （内訳）事業費（扶助費） 185,000千円 事務費（通信費、システム改修費等） 4,020千円 （財源）国（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金） 10/10</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>全国市区町村において実施（同一の支給要件及び支給額）</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>【予算について】 関係予算の専決処分（令和3年4月5日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。</p> <p>【要綱制定・周知等について】 令和3年4月 石巻市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業実施要綱の制定（告示の日から施行予定） 市ホームページ及び市報により周知するほか、対象者へ通知する。</p>
<p>⑨ その他</p>